

公の施設の指定管理者の指定の件（都市公園）

令和 7 年（2025 年）11 月 26 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置並びに指定管理者

別表のとおり

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

（理 由）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、都市公園の指定管理者を指定するため、本案を提出する。

別表

番 号	名 称	位 置	指 定 管 理 者
1	旭山記念公園	札幌市中央区双子山4丁目、界川1丁目、界川3丁目及び界川4丁目	旭山記念公園みどりコンソーシアム (代表団体) 札幌市中央区北1条東1丁目6番地16 公益財団法人札幌市公園緑化協会 理事長 前田 明寿 (構成団体) 札幌市南区澄川3条2丁目5番7号 株式会社岩本石庭 代表取締役 岩本 任功 (構成団体) 札幌市厚別区厚別南3丁目2番24号 株式会社北海道造園コンサルタント 代表取締役 若林 正明
2	五天山公園	札幌市西区福井10丁目及び福井	五天山・宮丘パークマネジメントグループ (代表団体) 札幌市中央区北11条西15丁目1番52号 株式会社南香園 代表取締役 廣部 修平 (構成団体) 札幌市清田区真栄487番地 株式会社真栄造園 代表取締役 池田 智仁 (構成団体)
	宮丘公園	札幌市西区宮の沢3条3丁目、宮の沢4条3丁目、西野4条10丁目、西野5条10丁目及び西野	札幌市厚別区大谷地西6丁目2番3号 株式会社園建 代表取締役 嘉屋 幸浩 (構成団体) 札幌市西区福井8丁目1番10号 特定非営利活動法人琴似発寒川市民フォーラム西区ホタルの会 代表理事 板橋 孝司